

雇児発0401第25号

平成28年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第176号）が、平成28年3月31日に公布され、同年4月1日付けで施行されることとなったところであるが、改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正の内容

1 福祉資金貸付金の利率及び貸付金額の限度の改定

- (1) 福祉資金貸付金（修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない者が扶養している児童に係るものに限る。）及び就学支度資金の貸付金を除く。）について、その利率を年1.5パーセントから年1パーセントに引き下げる。
- (2) 通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合にあっては、福祉資金貸付金のうち、就職支度資金の貸付限度額を、32万円から33万円に引き上げる。

2 自立支援給付金の充実

- (1) 自立支援教育訓練給付金の支給割合を2割から6割に、上限額を10万円から20万円に、下限額4千円から1万2千円に引き上げる。
- (2) 高等職業訓練促進給付金について、支給対象を養成機関における修業期間が2年以上の資格から1年以上の資格に拡大するとともに、支給期間の上限を2年から3年に延長する。

第2 運用上留意すべき事項

福祉資金貸付金について、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について（平成27年4月13日雇児発0413第6号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、運用することとしていたが、本通知をもって、学校等種別及び学年別に、本通知の別表に基づき運用すること。

第3 施行日

平成28年4月1日